

伊丹市条例第 2 3 号

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊丹市長 中田 慎也

議案第 5 4 号

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館の超過利用に対する利用料金を設定するため。

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和 8 年
伊丹市条例第 2 3 号）

伊丹市立体育施設条例（昭和 5 7 年伊丹市条例第 2 5 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 3 備考中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項を第 6 項とし，第 4
項を第 5 項とし，第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 使用許可時間を超過し，または時間を早めに使用する場合
の超過時間に係る利用料金の算定方法については，教育委員
会が別に定める。

付 則

この条例は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。